○外務省告示第二百十四号

平成二十四年六月二日にナイロビで、ウゴング道路拡幅計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

平成二十四年六月十八日

外務大臣　玄葉光一郎

1　援助の目的及び内容　ウゴング道路拡幅計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十五億六千六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年二月二十八日まで

4　署名者

日本側　髙田稔久在ケニア大使

ケニア側　ロビンソン・ンジェル・ギタエ財務大臣

○厚生労働省告示第三百九十三号

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十二条第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた試験検査機関である株式会社島津テクノリサーチについて、薬事法施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録に関する省令（平成十六年厚生労働省令第六十一号）第三条第二項の規定により、平成二十四年四月三十日をもってその住所を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年六月十八日

厚生労働大臣　小宮山洋子

変更前の住所

京都府京都市中京区西ノ京三条坊町二番地の一三

変更後の住所

京都府京都市中京区西ノ京下合町一番地

○財務省告示第二百十六号

分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を平成二十四年六月十八日に変更したので、分離適格振替国債の指定等に関する省令（平成十四年財務省令第六十六号）第四条第一項の規定に基づき、分離適格振替国債の元利分離等の申請を行うことができる者を定める件（平成十五年一月財務省告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年六月十八日

財務大臣　安住　淳

「バークレイズ・キャピタル証券株式会社」を「バークレイズ証券株式会社」に改める。

○農林水産省告示第千五百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　京都府舞鶴市字万願寺小字北谷三五の一、三五の七から三五の八六まで、四〇三、四〇四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字北谷三五の一・三五の七一・三五の八五・四〇三（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び舞鶴市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　長野県木曽郡大桑村大字長野二四一七の二、二四一七のイ、二四二〇の一、二四四〇、二六四六、二六四九の二、二六五四の一、二六五四の二、二六五八、二六六一、二六六四、二六六六の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大桑村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福島県東白川郡塙町大字上石井字権現山一八四、一九一、一九二の一、一九三、二三九の一から二三九の四まで、字井戸入一の一、一の二、一の四、二の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福島県伊達市月舘町上手渡字行田山一九の一

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年六月十八日

農林水産大臣　郡司　彰

一　保安林の所在場所　福島県伊達市月舘町布川字堰場山三の二、六、八、一一、一四、一六の二、一九、二〇、字堰場三六から三九まで、四三の二、五二、五九から六二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び伊達市役所に備え置いて縦覧に供する。）